

23-3 男女共同参画関係

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努める。

23-4 人権擁護関係

- 1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。
- 2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において調整する。
- 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 5 同和対策小口融資資金貸付事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

23-5 消防・防災関係

- 1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-6 交通関係

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。